平成２２年（フ）第１４２９号
広島市西区井口３丁目16番11―306号
債務者　生田　育代
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１４３２号
広島市安佐北区亀山２丁目26番３―６―201号
債務者　村上　尋子
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１４３６号
広島市安佐南区中須１丁目56番13―12号
債務者　植木さおり
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１４６８号
広島市佐伯区八幡３丁目12番12―４号
債務者　水野　敏則
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３６８号
福岡県久留米市国分町762番地７
債務者　丸山　千草
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第９７号
福岡県行橋市宮市町９番14号
債務者　江口　　努
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２２年（フ）第５５８号
鹿児島県鹿児島市錦江台１丁目11番10号
債務者　焼山佳世子
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第５７９号
鹿児島県鹿児島市下田町1129番地
債務者　平田　芳浩
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第６４０号
鹿児島県鹿児島市紫原１丁目20番78―51号
債務者　野口　和人
1　決定年月日時　平成22年10月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第４３４号
沖縄県南城市玉城字百名643番地　百名団地５棟101号
債務者　中野　妙子
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第２８号
沖縄県名護市字天仁屋226番地
債務者　崎山　朝克
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月19日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２２年（フ）第４４号
沖縄県名護市宮里３丁目３番５―103号　第２臨海荘
債務者　平良　敏昭
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月19日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２２年（フ）第５０号
沖縄県名護市大中１丁目３番19―301号　大兼久アパート
債務者　宮城　　梓
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月19日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２２年（フ）第２６０号
北海道苫小牧市泉町１丁目13番６号　クリスタルハーモニーＥＸ２　103号
債務者　池本　晴彦
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第１４８号
宮城県柴田郡村田町大字沼辺字原前22番地１
債務者　北野又　愛
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２２年（フ）第４６２号
秋田市牛島字東潟敷545番地
債務者　渡部　時子
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４６９号
大阪市西淀川区歌島２丁目２番13号　西淀マンション406号室
債務者　伴戸絵美里
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４７１号
秋田市楢山城南新町10番34号　フォレスト楢山101
債務者　丸谷美穂子
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
秋田地方裁判所民事第２部